

平成23年1月24日（月）開催

環境文化保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時

会議室 環境文化保健福祉委員会室

○ 開 会

1 付 託 事 件

2 協議又は報告事項

- (1) 介護保険事業者に対する指定の取消処分について (保健福祉部)
- (2) 平成23年度当初予算要求内容について (質疑) (環境文化部)
- (3) 岡山県内の平成19年度温室効果ガス排出量の状況について (環境文化部)
- (4) 「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する条例」原案に対する県民意見等の募集結果について (環境文化部)
- (5) 「あっ晴れ！おかやま国文祭」参加状況及び経済波及効果について (環境文化部)
- (6) その他

○ 次回委員会 平成23年2月4日(金) 午前10時 開催

○ 閉 会

環境文化保健福祉委員会資料

○介護保険事業者に対する指定の取消処分について

平成23年1月24日
保 健 福 祉 部

介護保険事業者に対する指定の取消処分について

介護保険法第77条第1項の規定により、次の事業者に係る指定を取り消すことといたしました。

記

1 指定を取り消す事業者及び事業所の名称等

- (1) 事業者の名称等 株式会社PMR（代表取締役 藤井景冬）
- (2) 事業者の所在地 岡山市北区清輝橋4-4-32
- (3) 事業所の名称等 はろーヘルパーステーション（管理者 藤井景冬）
- (4) 事業所の所在地 岡山市北区清輝橋4-4-32-515
- (5) サービスの種類等 訪問介護（平成21年11月1日指定）

2 指定の取消し年月日 平成23年1月24日

3 指定の取消しの原因となる主な事実及び根拠となる法令の条項等

(1) 虚偽報告（介護保険法第77条第1項第6号）

監査において、代表取締役兼管理者が、当該事業所に勤務していない者を、当該事業所で勤務していると偽り、その者の名前を使用した出勤簿を作成し、従業員の人員について虚偽の報告を行った。

(2) 虚偽答弁（介護保険法第77条第1項第7号）

監査において、代表取締役兼管理者が、サービス提供責任者及び訪問介護員等の配置について、実際には人員基準を充足していないにもかかわらず、人員基準を充足しているとの虚偽の答弁を行った。

(3) 虚偽申請（介護保険法第77条第1項第8号）

平成21年9月28日付けで指定訪問介護事業所「はろーヘルパーステーション」の指定申請を行い、平成21年11月1日に岡山県知事から指定居宅サービス事業者の指定を受けたが、指定申請に際し、常勤で勤務できない者をサービス提供責任者とし、加えて、常勤又は非常勤として勤務できない者を訪問介護員等として勤務できるものとして、事実と異なる申請を行い、不正の手段により法第41条第1項本文の指定を受けた。

4 今後の対応

(1) 介護給付費の返還

介護給付費については、保険者において、別途精査の上、返還させる予定です。

要返還額（概算見積額）：約18,000千円（加算金を含まず。）

(2) 利用者保護

利用者のサービス利用に支障が生じることなく、他の事業所等への移行が図られています。（事業所は12月初旬から実質的に事業を休止。）

直近の利用者数（10月実績）：13人

環境文化保健福祉委員会資料

- 1 岡山県内の平成19年度温室効果ガス排出量の状況について
..... P. 1
- 2 「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖
環境保全条例の一部を改正する条例」原案に対する県民
意見等の募集結果について P. 5
- 3 「あっ晴れ！おかやま国文祭」参加状況及び経済波及効果に
ついて P. 9

平成23年1月24日

環境文化部

岡山県内の平成19年度温室効果ガス排出量の状況について

この度、平成19年度の県内の排出量の状況を次のとおり取りまとめた。

総排出量は5,678万t(二酸化炭素換算)で、基準年度(平成2年度)比14.6%増、前年度比4.4%増となっている。

1 温室効果ガス排出量

(単位：万t-CO₂)

区 分	基準年度	H18年度	H19年度	基準	前年度比	構成	全 国	
	H2年度							年度比
	(1990年度)	(2006年度)	(2007年度)	増減率	増減率		基準	
							年度比	
							増減率	
二酸化炭素	産業部門	3,393	3,245	3,448	1.6%	6.2%	60.7%	-3.0%
	製造業	3,330	3,193	3,398	2.0%	6.4%	59.8%	-0.5%
	民生部門	517	821	847	63.9%	3.2%	14.9%	44.9%
	家庭	247	390	392	58.5%	0.4%	6.9%	41.1%
	業務その他	270	431	456	68.9%	5.7%	8.0%	47.9%
	運輸部門	406	511	513	26.3%	0.4%	9.0%	12.9%
	自動車	337	439	445	32.0%	1.2%	7.8%	13.1%
	エネルギー転換部門	240	523	476	97.9%	-9.0%	8.4%	22.2%
	工業プロセス	228	171	217	-4.7%	27.2%	3.8%	-14.0%
	廃棄物部門	46	67	77	65.5%	15.1%	1.4%	25.2%
計	4,831	5,338	5,578	15.5%	4.5%	98.2%	13.7%	
メタン	59	39	38	-36.1%	-3.2%	0.7%	-34.9%	
一酸化二窒素	34	31	30	-11.5%	-1.0%	0.5%	-30.8%	
代替フロン等	32	30	33	1.1%	7.7%	0.6%	-52.8%	
合計	4,956	5,438	5,678	14.6%	4.4%	100%	8.5%	
全 国	1,261百万t	1,337百万t	1,369百万t	8.5%	2.4%			

※：端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。
基準年度欄の代替フロン等は平成7年度(1995年度)実績

(注)今年度の算定から、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(H21.6 環境省)等に基づき、一部の使用データを変更しているため、従前の公表数値とは整合しない。

(参考：従来の推計方法による算定値：合計)

H2年度	H18年度	H19年度	基準年度比	前年度比
4,925	5,455	5,692	15.6%	4.3%

2 二酸化炭素排出量の増加の状況と要因

- ・ 基準年度からは747万t増加しており、製造業及びエネルギー転換部門(※)で304万t、業務その他が186万t、家庭が145万t増加していることが主な要因である。

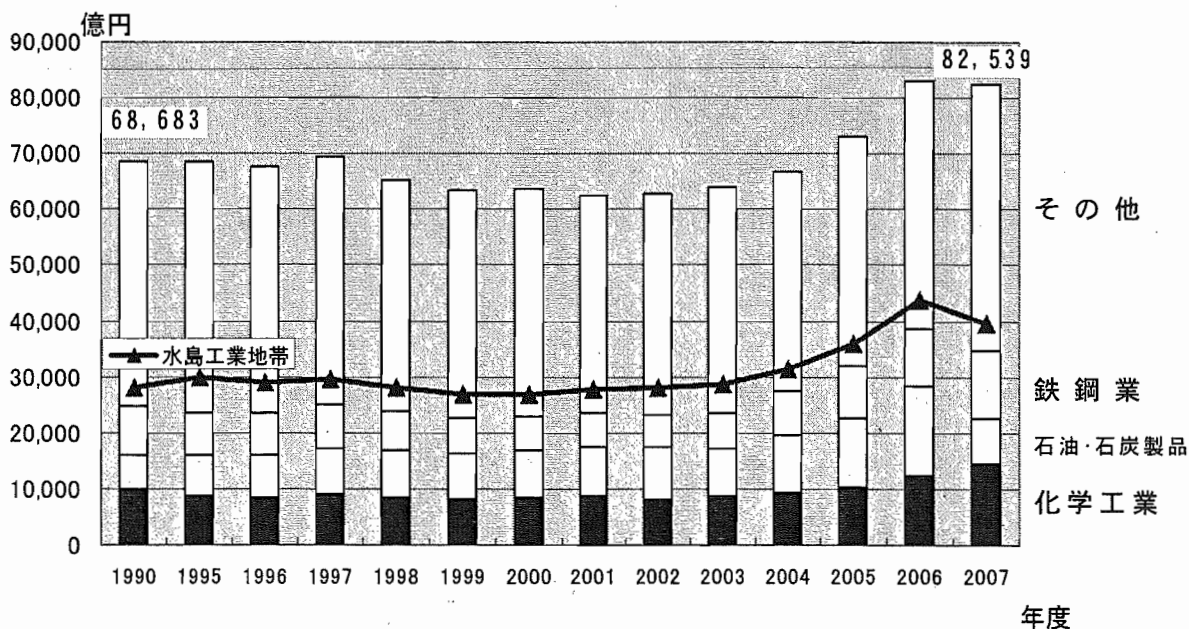
※ 従来は製造業として分類していた「石油・石炭製品製造業」を、今回から国の統計手法に整合させるため、エネルギー転換部門に区分変更している。

- ・ 前年度からは240万t増加しており、製造業が205万t増加していることが主な要因である。

(1) 製造業

- ・ 排出量は全県の59.8%を占め、基準年度から2.0%増加、前年度からは、6.4%増加している。
- ・ 県内企業の生産活動が活発であったことが主な要因として考えられる。

全県及び水島工業地帯における製造品出荷額等の推移

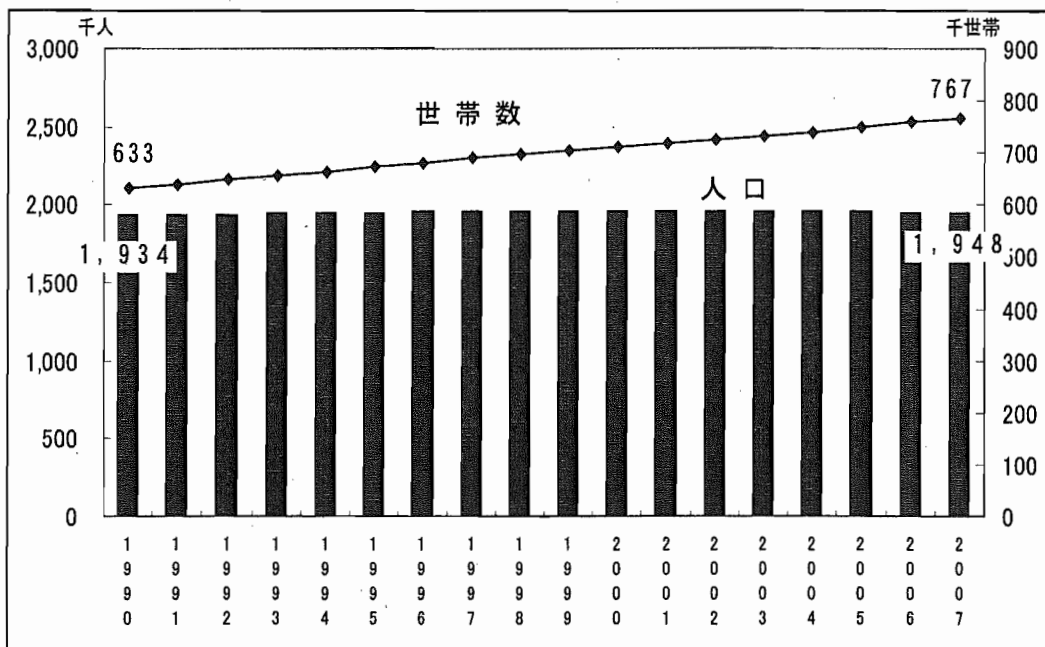


資料：経済産業省「工業統計調査」

(2) 家庭

- ・ 排出量は全県の6.9%を占め、基準年度から58.5%増加、前年度からは、0.4%増加している。
- ・ 基準年度からの排出量の増加は、家庭用機器のエネルギー消費量が機器の大型化、多様化により増加していること、世帯数が増加(約77万世帯、基準年度から21.2%増加)していることが主な要因として考えられる。

県内の人口、世帯数の推移

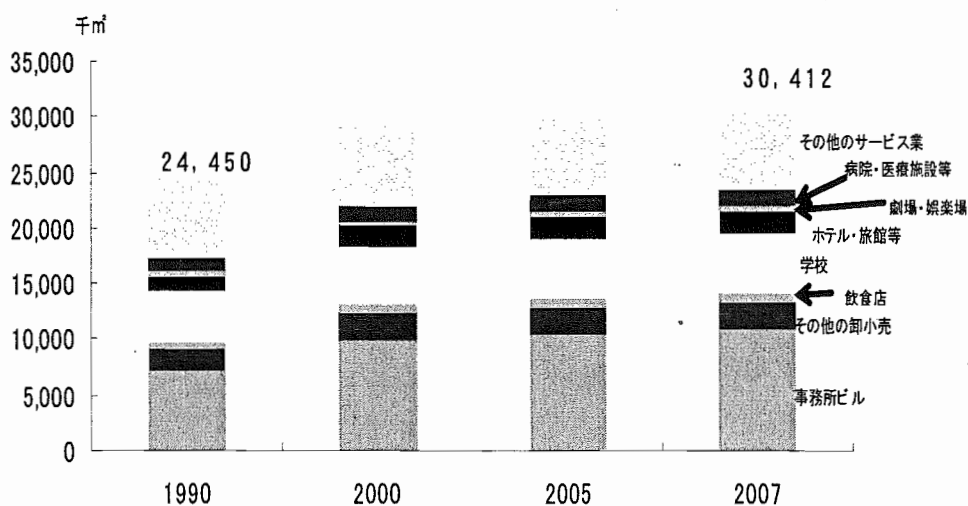


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口及び世帯数」

(3) 業 務

- ・ 排出量は全県の8.0%を占め、基準年度から68.9%増加、前年度からは、5.7%増加している。
- ・ 業務系施設の延べ床面積が基準年度比24.4%増加していることが主な要因として考えられる。

県内の建物用途別延べ床面積の推移

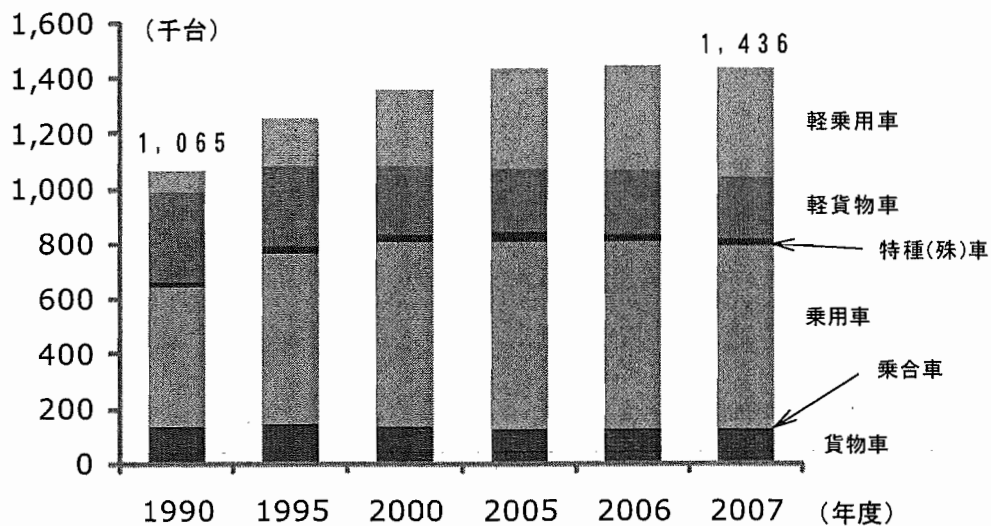


資料：総務省自治局「固定資産の価格等の概要調書（家屋）」，地方財務協会「公共施設状況調」他

(4) 自動車

- ・ 排出量は全県の7.8%を占め、前年度からは1.2%増加、基準年度からは32.0%増加している。
- ・ 自動車保有台数が基準年度から34.9%増加しており、保有台数の増加が主な要因と考えられる。

県内の自動車保有台数の推移



資料：(財)自動車検査登録情報協会「自動車保有車両数(月報)」

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する条例」原案に対する県民意見等の募集結果について

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する条例」原案について、パブリック・コメントにより広く県民の方々から意見等を募集したが、その結果は次のとおりである。

1 意見等の件数

5件（4人）

2 意見等の概要と県の考え方

別紙のとおり

なお、岡山県のホームページに掲載するほか、環境管理課、県政情報室、各県民局・地域事務所、県立図書館及びきらめきプラザに備え付ける。

3 今後のスケジュール（予定）

平成23年2月 県議会へ提案

3月 改正条例公布

4月 関係法令の施行日に施行

4 意見募集の方法等

平成22年12月14日（火曜日）から平成23年1月13日（木曜日）まで、次のとおり意見を募集した。

(1) 原案の公表方法

岡山県のホームページに掲載したほか、環境管理課、県政情報室、各県民局・地域事務所、県立図書館及びきらめきプラザに備え付けた。

(2) 意見募集方法

電子メール、電子申請、郵送、ファクシミリにより募集した。

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する条例」原案に対する県民意見等の募集結果について

	意見等（要旨）	県の考え方
1	ばい煙濃度、排出水濃度の記録は必要であるが、その不備に対する罰則については、他の法令と整合を図るべきである。	関係法令との整合を図って規定しています。
2	「有害ガスに関する規制」について、「ばい煙に関する規制」と同様に排出基準超過に対する対策を強化すべきである。	「有害ガスに関する規制」についても、排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがあると認められるときに改善命令等ができるように、ばい煙に関する規制と同様の強化をしています。
3	ベンゼンを排出する事業者の氏名等の公表について、「公表する」から「公表できる」ように改正するのは、後退ではないか。	現在も公表する場合は、行政手続法上の手続きを踏まなければならないとされており、その内容を改正の条文に盛り込んだもので、現状と変更はありません。
4	有害物質又は油を含む水の公共用水域への排出、地下への浸透に係る事故時の措置について、新条例案では、「油を含む水」が削除されているが、規制緩和になるのではないか。	新条例案においては、「排水基準に適合しないおそれがある水」の中に「油を含む水」を含むこととしており、事故時の措置に変更はありません。
5	地下浸透に係る事故時の措置について、規制物質が有害物質のみとなっているのはなぜか。	有害物質による土壌、地下水の汚染が、特に、生活環境への影響が大きいことから、有害物質について、事故時の措置を規定したものです。

<p>3</p> <p>(指定事業者の氏名等の公表)</p> <p>第五十条 知事は、指定事業者が第四十四条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による報告又は第四十五条第一項の規定による届出をしなかつたときは、その旨並びに当該指定事業者に係る第四十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該指定事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>【説明】</p> <p>指定事業者 指定地域内において、ベンゼン等排出施設を設置している事業者</p> <p>指定地域 ベンゼン等の大気環境への負荷が著しいと認められる地域（告示指定）</p> <p>ベンゼン等 ベンゼン等の他の化学物質（規則指定）</p> <p>ベンゼン等排出施設 ベンゼン等の製造、貯蔵、出荷等を行うための施設（規則指定）</p> <p>第四十四条第一項の規定による報告 ベンゼン等排出施設から排出される排出ガス中のベンゼン等の濃度、事業所の敷地境界における大気中のベンゼン等の濃度の測定結果の報告</p> <p>第四十六条第二項の規定による報告 ベンゼン等の排出抑制対策の実施状況の報告</p> <p>第四十五条第一項の規定による届出 ベンゼン等の大気中への排出量を削減するための計画の届出</p> <p>第四十条第一項第一号に掲げる事項 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>第四十条第一項第二号に掲げる事項 事業所の名称及び所在地</p>	<p>4</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他</p> <p>の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第五十三条第一項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定工場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定工場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならぬ。</p>	<p>5</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他</p> <p>の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条の三に規定する油をいう。以下この項において同じ。）を含む水が当該特定工場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならぬ。</p>
<p>3</p> <p>(指定事業者の氏名等の公表)</p> <p>第五十条 知事は、指定事業者が第四十四条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による報告又は第四十五条第一項の規定による届出をしなかつたときは、その旨並びに当該指定事業者に係る第四十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公表するものとする。</p>	<p>4</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他</p> <p>の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条の三に規定する油をいう。以下この項において同じ。）を含む水が当該特定工場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならぬ。</p>	<p>5</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他</p> <p>の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条の三に規定する油をいう。以下この項において同じ。）を含む水が当該特定工場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならぬ。</p>
<p>【説明】</p> <p>特定工場 特定施設（規則指定）を設置する工場又は事業場</p> <p>有害物質 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（規則指定）</p> <p>第五十三条第一項第二号に規定する項目 水素イオン濃度その他の水の汚染状態を示す項目（規則指定）</p>		

新	旧
<p>1</p> <p>（ばい煙量又はばい煙濃度の測定）</p> <p>第十七条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>（有害ガスの量又は濃度の測定）</p> <p>第三十六条 有害ガス排出者は、規則で定めるところにより、当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの量又は濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>（排出水の汚染状態の測定等）</p> <p>第六十一条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>第二百二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第十七条、第三十六条又は第六十一条第一項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者</p> <p>2</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第十六条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあるとき、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第三十五条 知事は、有害ガス排出者が、その有害ガスの量又は濃度が排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがあるとき、その者に対し、期限を定めて当該有害ガス発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該有害ガス発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>	<p>（ばい煙量又はばい煙濃度の測定）</p> <p>第十七条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>（有害ガスの量又は濃度の測定）</p> <p>第三十六条 有害ガス排出者は、規則で定めるところにより、当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの量又は濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>（排出水の汚染状態の測定等）</p> <p>第六十一条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>第二百二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第十六条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第三十五条 知事は、有害ガス排出者が、その有害ガスの量又は濃度が排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害ガス発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該有害ガス発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>

「あっ晴れ！おかやま国文祭」参加状況及び経済波及効果について

1 要 旨

「晴れの国おかやま 文化回廊」をテーマに開催した「第25回国民文化祭・おかやま2010（愛称「あっ晴れ！おかやま国文祭」）は、県や市町村、文化団体に加え、企業やNPO、町内会等、多くの方々が参加し、県民総参加の国民文化祭となった。

総参加者数は、目標の160万人を大きく上回る1,955,927人となり、その経済波及効果も事前予想の100億円に比べ129.2億円となり、本県経済に大きな効果をもたらした。

2 参加状況

総参加者数：1,955,927人

観 客 者 数	1,870,926人
出 演 者 数	28,305人（県内18,370人・県外9,935人）
作品応募者数	40,916人（県内18,244人・県外22,672人）
ボランティア数	5,996人（うち県主催事業247人）
ス タ ッ プ 数	9,784人（うち県主催事業1,143人）
<計>	1,955,927人

事業別参加者数内訳

県・市町村主催事業	67事業	367,180人
提案事業（主催事業）	1事業(29メニュー)	365,583人
協 賛 事 業	26事業	392,679人
応 援 事 業	252事業	573,424人
おもてなし事業	114事業	83,950人
広報イベント事業	—	173,111人
<計>	—	1,955,927人

3 経済波及効果（（財）岡山経済研究所に委託）

129.2億円（直接効果の1.59倍）

区 分	直 接 効 果	第1次波及効果	第2次波及効果	総 合 効 果
開 催 費	9.2億円	2.6億円	3.3億円	15.1億円
参加者消費額	72.0億円	23.9億円	18.2億円	114.1億円
<計>	81.1億円	26.5億円	21.5億円	129.2億円

参加者消費額：国民文化祭参加者 1,955,927人から作品応募者やボランティア、スタッフ等で参加した人数を除いた1,793,370人の消費額

直 接 効 果：県内産業部門に直接に生産を誘発する効果

第1次波及効果：原材料等を他産業から購入することによって県内各産業にもたらされる生産誘発効果

第2次波及効果：直接効果及び第1次波及効果によって生み出された雇用者所得の増加分が、家計消費支出となって、再び生産を誘発することによって県内産業にもたらされる生産誘発効果

*平成17年岡山県産業連関表を用いて算出